

青森県の除排雪に関する Q&A

【目次】

除排雪全般について

- Q1 [除雪延長はどれくらいあるのですか？](#)(P2)
- Q2 [除排雪業者はどのように決めているのですか？](#)(P2)
- Q3 [除排雪業者との契約方法、及び支払い方法とは？](#)(P2)

オペレーションについて

- Q4 [除雪の出動基準は？](#)(P2)
- Q5 [排雪の出動基準は？](#)(P2)
- Q6 [除雪及び排雪の受託業者に対する出動指令はどのように出しているのですか？](#)(P3)
- Q7 [除排雪に必要な資機材力はどのように設定しているのですか？また、資機材力を正確に把握しているのでしょうか？](#)(P3)
- Q8 [除排雪作業の状況をどのように確認しているのですか？\(使用資機材、作業開始時間、作業場所、作業終了時間、作業経路等について、どのように確認しているのですか？\)](#)(P3)
- Q9 [除排雪作業後の路面状況をどのように確認しているのですか？\(道路パトロールはどのように行っているのですか？\)](#)(P4)
- Q10 [除排雪の仕上がり基準は設定しているのですか？](#)(P5)
- Q11 [道路パトロールの結果、再作業の必要性がある箇所について、どのような対応をしているのですか？](#)(P6)
- Q12 [降雪状況により路面状況は日中においても刻々と変化します。除排雪作業直後の道路パトロールだけでは不十分と思われるかもしれませんが、どのように対応しているのでしょうか？](#)(P6)
- Q13 [日々の除排雪作業の内容\(いわゆる作業日報\)は、どのように提出され、どのように管理しているのでしょうか？](#)(P6)
- Q14 [除排雪業務に関する客観的データはあるのでしょうか？](#)(P8)
- Q15 [客観的データがあるのであれば全て公表するべきではないでしょうか？](#)(P8)
- Q16 [除排雪作業全般\(内業、外業含む\)について、合理化や効率化の視点も含めて進化させていくべきだと思いますが、どのような対応を行っているのでしょうか？](#)(P8)
- Q17 [国道や県道を担当している除排雪業者が市町村道の除排雪を重複して担当しているケースがあるのではないのでしょうか？\(重複して担当していることで、国道や県道の作業を優先し、市町村道の作業が後回しになるケースはあるのでしょうか？\)](#)(P9)

評価制度について

- Q18 [一部市町村で導入している評価制度について、県でも導入しているのですか？\(導入していない場合、それはなぜですか？\)](#)(P9)

情報提供について

- Q19 [除雪作業に関する情報は公表していますか？どこを見れば分かりますか？](#)(P9)
- Q20 [排雪予定に関する情報は公表していますか？どこを見れば分かりますか？](#)(P10)

【全 般】

Q1 除雪延長はどれくらいあるのですか？

A 除雪延長の内訳は、車道部で2,995.6km、歩道部で371.43kmとなっています。

参考（車道部の管内別内訳）：

東青394.5km、中南452.9km、三八486.2km、西北464.1km、上北656.8km、下北375.9km、
鱒ヶ沢165.2km 計2,995.6km

Q2 除排雪業者はどのように決めているのですか？

A 毎年、降雪期前の10月上旬～中旬頃を目途に、一般競争入札により受託業者を決定しています。これは、いつ降雪があっても出動できるよう11月1日から除排雪体制を整えるためです。なお、入札参加資格には「過去15年間に国道・県道の除排雪実績を有すること」等の条件を求めています。

Q3 除排雪業者との契約方法、及び支払い方法とは？

A 全除排雪業者との契約は、稼働時間に応じた「単価契約方式」を採用しています。また、シーズン終了時には、実稼働時間に基づく変更契約を行っています。なお、豪雪等の場合であっても実作業を最優先とし、作業に要した経費は全額支払う契約体系となっています。

【オペレーション】

Q4 除雪の出動基準は？

A 県管理道路における除雪の出動基準は、
車道部では、

- ・降雪量が10センチ以上の場合、
- ・降雪量が5センチ程度であっても降雪状況や気象情報等により雪が降り続くことが予想される場合、

歩道部では、

- ・歩道上の新雪が20センチを上回っている場合、
- ・通勤・通学に支障を及ぼすと判断される場合、

を基本としていますが、路面状況や降雪状況等に応じて臨機応変に出動できる体制としています。

Q5 排雪の出動基準は？

A 「短時間で集中的に重い雪が降る」という近年の降雪傾向を踏まえ、「路肩部の堆積スペースにまだ余裕があるので、満杯に溜まってから片付ける」という従来の判断ではなく、「堆積スペースにまだ余裕があると思っても、集中的な降雪により短時間で一気に余裕が無くなる」というケースを想定しなければならないと考えています。

このため、県では、昨シーズンから気象予測情報に基づいた排雪作業に取り組んでいます。具体的には、毎週金曜日に更新される気象予測情報に基づき排雪計画を柔軟に見直すもので、まとまった降雪が見込まれるタイミング（いわゆる寒波）の前に排雪作業を行い、路肩部の堆積スペースに余裕を持たせるというものです。寒波に突入している間は、自ずと除雪作業による路肩部への堆積量も増えることから、寒波中においても除雪効果を最大限に発揮させるための予測対応でもあります。

（参考）令和8年1月期の出勤回数（青森市内、重点路線7路線）

- ・ 除雪の出勤回数（日数）は29日 ※ほぼ毎日出動しています
- ・ 排雪の回数は5～7回 ※寒波の回数と同値

Q6 除雪及び排雪の受託業者に対する出勤指令はどのように出しているのですか？

A 除雪については、「出勤基準を満たす降雪の場合には自動的に出勤」する体制となっているので、「出勤指令」は原則ありません。なお、大雪警報等が発表されているような場合には、パトロール結果に基づく「個別」指示や、確実な作業を促す「一斉除雪」指令を出す場合があります。排雪については「Q5」をご参照ください。

（参考）令和8年1月期の出勤回数（青森市内、重点路線7路線）

- ・ 除雪の出勤回数（日数）は29日 ※ほぼ毎日出動しています
- ・ 排雪の回数は5～7回 ※寒波の回数と同値

Q7 除排雪に必要な資機材力はどのように設定しているのですか？また、資機材力を正確に把握しているのでしょうか？

A まず、除排雪作業は、交通量が減少する夜間（深夜）から早朝にかけての限られた時間内で作業を完了しなければならないため（翌朝の通勤通学時間帯までに作業を完了しなければならないため）、この作業目安をクリアできる資機材数を路線毎に配置しています。また、資機材にはGPSを搭載しているため、稼働台数や稼働状況等についてもリアルタイムで正確に把握できる体制となっています。

Q8 除排雪作業の状況をどのように確認しているのですか？（使用資機材、作業開始時間、作業場所、作業終了時間、作業経路等について、どのように確認しているのですか？）

A 県では、除排雪作業に係る全ての行程を自動管理する「除排雪管理システム」を全管内・全路線で導入済です。GPSデータにより、車両位置、作業経路等をシステム上にてリアルタイムで正確に確認できるほか、「稼働時間」や「作業日報」等も自動集計・提出することも可能で、正確かつ迅速な情報処理と担当者の負担軽減にも配慮しています。

Q9 除排雪作業後の路面状況をどのように確認しているのですか？(道路パトロールはどのように行っているのですか？)

A 県管理道路における除排雪作業後の道路パトロールは、

- ・受託業者による作業後の仕上がり確認パトロール
- ・担当職員による重点パトロール
- ・道路監視員による定期パトロール

等の体制を基本としています。

また、重点路線（青森市、弘前市の13路線）においては、これらの他に、「A I路面点検」と「早朝パトロール」を試行的に導入しています。具体的には、

- ・路線バス、宅配便等の車両に搭載した計150台のA Iスマホによる路面点検
(主に朝6時から夜8時までの時間帯) ※
- ・委託車両によるA I路面点検【夜間～深夜】
(夜10時、深夜0時、深夜2時の計3回) ※「除雪作業後」の路面状況変化を確認
- ・委託車両によるA I路面点検【早朝】
(通勤・通学時間帯前となる朝6時頃)

など、終日の路面状況変化を確認できる体制としています。

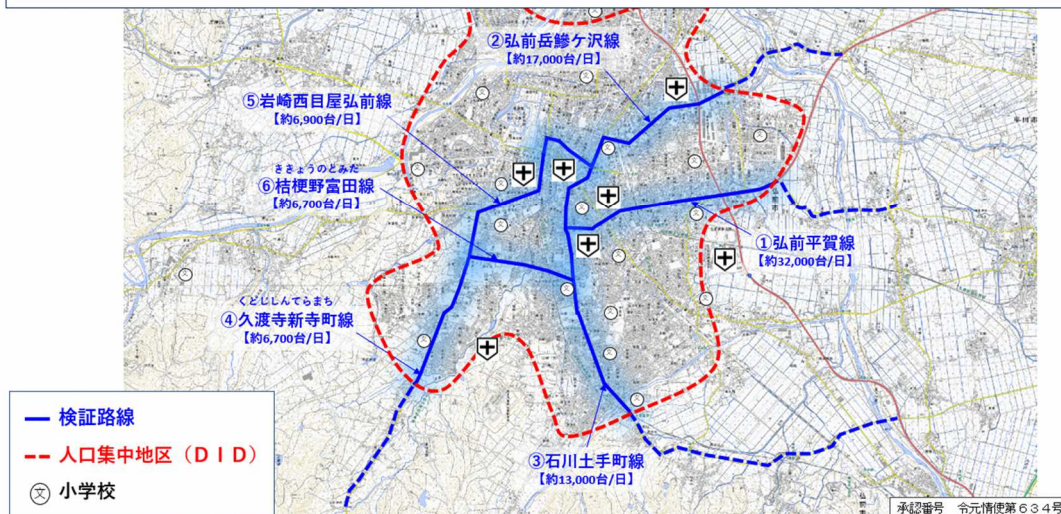
(図-1)「重点路線」エリア図



重点路線・エリア・・・弘前市（6路線）

【検証エリアの特徴】

・居住人口 約10万人（全体の約6割） ・小学校数 18校（全体の約6割） ・児童数 約5,000人（全体の約7割）



Q10 除排雪の仕上がり基準は設定しているのですか？

A 仕上がり基準は「表-1」を目安としています。

（表-1）仕上がり基準について

車道除雪

区分	日交通量のおよその標準	除雪目標
第1種	1,000台/日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。 異常降雪時には、降雪後約5日以内に2車線を確保する。
第2種	500台~1,000台/日未満	2車線以上の幅員確保を原則とするが、状況によっては、1車線幅員で待避所を設ける。 異常降雪時には、約10日以内に2車線、又は1車線を確保する。
第3種	500台/日未満	1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。 状況によっては、一時交通不能になってもやむを得ない。

※除雪作業は、朝の通勤・通学時間帯までに完了することを基本とする。

※第2種は、各圏域を結ぶ国道・県道のうち、山間部区間や、町村間を連絡する路線・区間など交通量が比較的少ない区間。

第3種は、冬期閉鎖区間に隣接する国道・県道など、特に交通量が少ない区間。

それぞれの延長は、第1種 2,347km(78%)、第2種 550km(18%)、第3種 99km(3%)となっています。

歩道除雪

ランク※	除雪幅	出動基準	作業時期
A	1.5 mを標準とする。	歩道上の新雪が20cmを上回っている場合。	早朝または日中作業。
B	1.5 mを標準とし、やむを得ない場合は1.0 mとする。	連続降雪終了後。	早朝または日中作業。
C	1.0m程度を標準とする。	連続降雪終了後。	日中作業。
D	—	排雪時。	夜間作業。

※ランクは、通学路の指定状況、歩行者数、歩道幅員に応じて設定している。

Q11 道路パトロールの結果、再作業の必要性がある箇所について、どのような対応をしているのですか？

A パトロール（「Q9」参照）の結果は、遅くとも午前中には集計及び分析作業を終え、再作業や新たな対応の必要性がある事案については、当日の対応を基本とした作業計画を立て、受託業者に具体的な作業指示を出しています。なお、再作業等が完了した後は、再パトロール時の確認事項に追加するなど、「パトロールの結果がしっかりと作業に反映されたか、本当に改善されたか」についても再確認する体制となっています。

Q12 降雪状況により路面状況は日中においても刻々と変化します。除排雪作業直後の道路パトロールだけでは不十分と思われますが、どのように対応しているのでしょうか？

A ご指摘の通り、降雪状況や気温変化等により、路面状況は刻々と変化するものです。そのため、通常のパトロール体制の他に、特に交通量の多い重点路線ではA I路面点検（「Q9」参照）等のデジタル技術を活用した点検手法を導入しています。

なお、A I路面点検は青森市内及び弘前市内の重点路線（13路線、40.2キロメートル）において昨シーズンから試行的に導入しているもので、検証結果に基づき、今後は、順次、導入エリアを拡大していく予定です。

Q13 日々の除排雪作業の内容(いわゆる作業日報)は、どのように提出され、どのように管理しているのでしょうか？

A 作業日報は自動集計され、システム上で確認しています。よって、受託業者の負担軽減の意味も含めて、従来の「紙」形式による提出は不要としています。なお、作業日報はデータで保管・管理しており、必要に応じて紙出力することも可能です。詳しくは「Q8」、「Q14」参照

(図-2) システム上で確認できる「作業日報」のイメージ

【令和7年度】除雪管理システム

稼働状況報告 詳細表示

承認取り消し 一覧に戻る 日報出力

現在の状況: 承認済 (内容確認済)

【JV名: ██████████】 会社名: ██████████ 運転担当者: ██████████

【業者名: ██████████】 登録日: 2026/01/23

作業日: 2026/01/22 作業区分: 路地 天候: 雪

区工: 区6 使用機械: 除雪グレーダ | 4.0m | 登録番号: 青森00054191 | KS28-104 (貸与)

応援区工: 助手: ██████████

作業内訳

開始時刻	終了時刻	差	路線名	区分	備考	修正距離 (m)
1 1:02	1:04	0:02	(主) 青森環状野内線	除雪路地		0.382
2 1:04	2:01	0:57	国道103号	除雪路地		10.894
3 2:01	2:10	0:09	(主) 青森環状野内線	除雪路地		1.720
4 2:10	4:50	2:40	国道103号	除雪路地		30.580
5 4:50	4:53	0:03	(主) 青森環状野内線	除雪路地		0.573
6 4:53	5:51	0:58	国道103号	除雪路地		11.085
7 5:51	5:55	0:04	(主) 青森環状野内線	除雪路地		0.765

※修正されたデータは赤字で表示されます。
 ※備考欄: 区別の詳細から詳細に変更すると表示欄になります。備考欄の変更は入力が必要となります。
 ※距離名: 区別で「区別外」を選択したまま、区別で補償区分(新巻除雪・除雪)等を選択すると表示欄になります。
 「区別外」以外の区別の選択が必要となります。
 ※入力内容に誤りがある場合は、クリックすると修正することができます。
 高度な操作も表示する場合は、表示欄の「+」をクリックしてください。

一区別別集計

区別	距離	主要	一般	歩道	国道	主要	一般	歩道
日中	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
夜間	3.44	0.14	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
超過	0.51	0.04	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	4.35	0.18	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

一路線別集計

路線名	日中	夜間	超過	合計
国道103号	0.00	3.44	0.51	4.35
国道394号	0.00	0.00	0.00	0.00
(区・明) 国道394号	0.00	0.00	0.00	0.00
(主) 青森環状野内線	0.00	0.00	0.00	0.00
(主) 青森環状野内線	0.00	0.14	0.04	0.18
(-) 環状野内線	0.00	0.00	0.00	0.00
(-) 環状野内線	0.00	0.00	0.00	0.00
(主) 青森環状野内線 新巻除雪	0.00	0.00	0.00	0.00
(主・明) 青森環状野内線	0.00	0.00	0.00	0.00

一走行距離・注油量

項目	開始	終了	距離	燃料
走行距離計	開始	終了	41,390 km	ガソリン
			41,446 km	軽油
			56 km	モービル
サービス	開始	終了	3,980 H	クリース
アワーメーター			3,986 H	ギヤー油
			6 H	

タコグラフ画像
なし

速度波形・報告時間タイムバー

GPSによる報告時間

修正後の報告時間

地図表示機能

承認取り消し 一覧に戻る 日報出力

(システム上の日報)

除雪作業日報

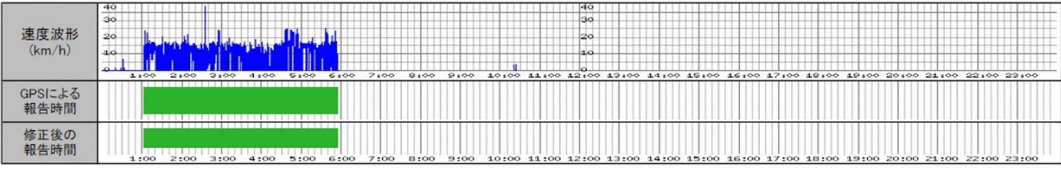
NO.

令和 8 年 1 月 22 日 木曜日 天気: 雪

JV名: ██████████ 会社名: ██████████ 運転担当者: ██████████

機械名: 除雪グレーダ 4.0m 登録番号: ⑦青森00054191 助手: ██████████

規格: 4.0m 管理番号: KS28-104



路線別内訳	雪害	公共			県単		
		国道	主要	一般	国道	主要	一般
国道103号	○	0.00	3.44	0.51	4.35		
(主)青森環状野内線	○	0.00	0.14	0.04	0.18		
日中(8:00-17:00)		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
夜間(20:00-5:00)		3.44	0.14	0.00	0.00	0.00	0.00
超過(5:00-8:00,17:00-20:00)		0.51	0.04	0.00	0.00	0.00	0.00

メーターの読み		注油量		作業備考
走行距離計	アワーメーター	ガソリン	軽油	
41,390 km	3,980 H	0 ㍗	0 ㍗	
41,446 km	3,986 H	モービル	0 ㍗	
56 km	6 H	クリース	0 kg	
		ギヤー油	0 ㍗	

塩ナト		塩カル	
25kg	0 袋	0	袋
1t	0 袋	0	袋
合計	0 kg	0	kg

(帳票出力した作業日報)

Q14 除排雪業務に関する客観的データはあるのでしょうか？

A 「Q8」、「Q9」、「Q12」等でも御説明しているとおり、県では客観的データに基づき除排雪業務を総合マネジメントすることを基本としています。データの保有状況は「表-2」を参照してください。

(表-2) 客観的データの保有状況 (令和7年12月~令和8年3月分)

種類	データ有無	データ量	備考
GPSデータ	○	13GB	全2,995.6km分、全作業分
作業日報	○	1GB	同上 ※紙出力した場合、A4約1万枚に相当
通常パトロール	○	3GB	同上
A1路面判定(日中分)	○	2.5TB	青森市内+弘前市内の重点路線40.2km分
A1路面判定(夜間分)	○	19GB	同上
早朝パトロール	○	19GB	同上

参考：1GBはメールでは約2000通分に相当、1TBはDVDで約200枚分に相当します。

Q15 客観的データがあるのであれば全て公表するべきではないでしょうか？

A 県が保有する1シーズン分のデータ量は、例えばパトロール動画はDVDで約500枚分、作業日報は出力すると約1万ページにもなります(表-2参照)。また、パトロール写真(動画)には車両ナンバー等の個人情報が多く含まれております。

公開するためには膨大な時間をかけて加工処理を行う必要があること等から、必要な項目、日時、場所等が特定された照会に対しては速やかに対応することが可能です。

Q16 除排雪作業全般(内業、外業含む)について、合理化や効率化の視点も含めて進化させていくべきだと思いますが、どのような対応を行っているのでしょうか？

A 県では、デジタル技術の活用や産学官連携の取組をより一層強化することで、除排雪業務の効率化や省力化、そしてオペレーションの進化につなげていくことを目的とした「青森ゆきみちDX」の取組を進めています。具体的には、

- ・作業日報等の自動集計を行う「除排雪管理システム」を令和7年度シーズンから全管内で導入しているほか、
 - ・高度な技術を要する山岳道路除雪等を支援するための、3次元デジタル地図データを活用した除排雪機械の走行支援、
 - ・除排雪作業の完全可視化や降雪エリアの評価・予測モデル構築を目指した専門機関との共同研究、
- 等に取り組んでいます。

Q17 国道や県道を担当している除排雪業者が市町村道の除排雪を重複して担当しているケースがあるのではないのでしょうか？(重複して担当していることで、国道や県道の作業を優先し、市町村道の作業が後回しになるケースはあるのでしょうか？)

- A 国道、県道、市町村道を担当している「企業名」が重複するケースはあります。
ただし、県管理道路の除排雪体制は、
- ①契約書及び仕様書において、県が定める出動基準や仕上がり基準を満たすために必要となる資機材や作業班（いわゆる専属作業班）を配置するように定めています。
 - ②この資機材や作業班については、契約前に受託業者から提出され、確認のうえで契約を締結しています。
- そのため、県管理道路以外の作業に影響を与えるものではないと考えております。

【評価制度について】

Q18 一部市町村で導入している評価制度について、県でも導入しているのですか？(導入していない場合、それはなぜですか？)

- A 県では、シーズン中の作業を総合的に評価する制度は採用していません。これは、除排雪作業後に「仕上がりを確認→必要に応じて再作業の指示→再パトロール」という評価サイクルを日々繰り返し、道路の交通機能を着実に確保または改善することが道路除排雪の本質と考えており、その体制（「Q11」参照）は既に構築済であるためです。
- なお、この体制に関する客観的データについても保有していることは「Q14」、「Q15」等で御説明したとおりです。

【情報提供】

Q19 除雪作業に関する情報は公表していますか？どこを見れば分かりますか？

- A 除雪の出動基準については「Q4」で御説明したとおりです。つまり、出動基準を満たす場合には毎日でも除雪作業を行いますので、現時点で除雪の出動に関する情報の公表は行っておりません。

(参考) 令和8年1月期の出動回数（青森市内、重点路線7路線）

出動回数（日数）は29日 ※ほぼ毎日出動しています

Q20 排雪予定に関する情報は公表していますか？どこを見れば分かりますか？

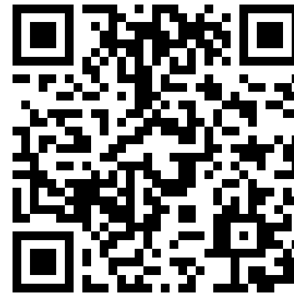
A 排雪予定については、毎年12月から情報提供を行っています。具体的には、国及び県が管理する全路線の排雪予定（着手範囲、着手・完了予定日時など）について、概ね作業に着手する1週間前を目途にマップ形式で公表しています。これらの情報は、「県公式LINE」及び「排雪予定マップ」等からご覧になれます。

(参考)「県公式LINE」と「排雪予定マップ」へのリンク

運用期間：12月1日～3月31日



「県公式LINE」



「排雪予定マップ」
専用サイト